

個人情報のお取り扱いについて

神奈川県横浜市中区尾上町四丁目 47 番地
リストアセットマネジメント株式会社
代表取締役 三澤 純

本書にてリストアセットマネジメント株式会社（以下「当社」と言います。）にご提供いただいた個人情報および今後当社にご提供いただく個人情報は、以下の当社「プライバシーステートメント」に則してお取り扱いさせていただきます。

2024年8月8日改定

個人情報取扱事業者	リストアセットマネジメント株式会社 代表取締役 三澤 純 主たる事務所 東京都港区虎ノ門一丁目 21 番 19 号 東急虎ノ門ビル 10 階
個人情報の取得、利用、提供の基本方針	お客様の個人情報の取得は、適正な手段によって行い、法令等に基づく場合を除き、機微（セシティップ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）に定義されます。）は取得、利用又は第三者提供を致しません。また、お客様の個人情報の利用にあたっては、利用の目的の公表・通知・明示等を行い、ご本人の同意なく、利用目的の範囲を超えた個人情報のお取り扱いは致しません。さらに、個人情報を第三者に提供、開示等を行う場合は、法令等および本ガイドラインの定める手続きに従って行います。
個人情報の安全対策	お客様の個人情報を安全に管理・運営するよう銳意努力しており、個人情報への外部からの不正なアクセス、個人情報の紛失・毀損・破壊・改ざん・漏えい、社外への不正な流出などへの危険防止に対する合理的かつ適切な安全対策を行っています。また個人情報の取り扱いについて個人情報保護管理者の設置、アクセス権者の特定等、個人情報の適切な管理に努めるとともに、個人情報の取り扱いに関する社内規程を定め、個人情報保護の重要性を理解・共有する為の社員教育・研修会を開催し従業者への周知徹底を実施しています。なお、当社の個人情報の取り扱い及び安全管理に関する適切な処置について、適宜見直し改善致します。
個人情報の利用目的	お客様の個人情報は、以下の目的に利用致します。 1. 金融商品取引業に関する事業 2. 不動産の売買・賃貸の代理・仲介に関する事業 3. 不動産の管理に関する事業 4. 総合不動産投資顧問業に関する事業 5. 不動産コンサルティング業に関する事業 6. 上記の各事業に付帯・関連する事業及びサービス 上記の事業及びサービスに関して、郵便物・電子メール・電話・訪問等の方法による物件情報やプラン・金額の提示、勧説等の営業活動、顧客動向・利用状況・利用環境・営業手法の開発等の調査分析、会計監査上の確認作業、および上記事業における緊急時の対応やお客様の要望に応じたサービスの提供等、必要に応じてお客様とご連絡を取らせていただく為に利用致します。
第三者への提供	お客様の個人情報（仮名加工情報および匿名加工情報を含む）は、お客様の書面による同意をいたしている場合や法令等に基づく場合は、これに応じて開示させて頂く他、前記利用目的の達成に必要な範囲で書面・郵便物・電話・インターネット・電子メール・広告媒体等で第三者に提供されることがあります。なおご本人からの申し出により相手先への提供は停止致します。 〔提供される個人情報の項目〕 お客様の氏名、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、物件情報、成約情報等、前記の利用目的の達成に必要な範囲の個人情報、個人データの項目 <外国にある第三者への提供> お客様の個人情報は、前記利用目的の達成に必要な範囲で書面・郵便物・電話・インターネット・電子メール・広告媒体等で以下の外国にある第三者に提供されることがあります。 〔リストアセットマネジメント株式会社の海外グループ会社〕 ※各国の個人情報保護制度は別表をご参照下さい アメリカ合衆国 ・ LIST USA, INC. ・ LIST INTERNATIONAL REALTY, INC. ・ LIST ISLAND DESIGN, INC. ・ LIST ISLAND PROPERTIES, LLC シンガポール共和国 ・ LIST HOLDINGS SINGAPORE PTE, LTD. ・ LIST INTERNATIONAL REALTY PTE, LTD.

個人情報の共同利用	<p>フィリピン共和国 ・ LIST INTERNATIONAL REALTY MANILA, INC. 中華人民共和国香港特別行政区 ・ List International Realty Limited タイ王国 ・ LIST INTERNATIONAL REALTY CO., LTD.</p> <p>なお、海外グループ会社が将来、新設・統廃合により変更された場合も、上記目的の範囲内で個人情報を提供することがあります。</p>
個人情報取り扱いの委託	<p>当社は、下記会社及び共同事業会社との間でお客様の個人情報、個人データを共同して利用致します。</p> <p>〔共同して利用する者の範囲〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスト株式会社 ・リストデベロップメント株式会社 ・リストインターナショナルリアルティ株式会社 ・リストホームズ株式会社 ・リストプロパティーズ株式会社 <p>リストグループ各社の共同事業会社</p> <p>〔共同して利用する者の利用目的〕</p> <p>前記「個人情報の利用目的」と同様</p> <p>〔共同して利用する個人情報、個人データの項目〕</p> <p>お客様の氏名、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、物件情報、成約情報等、前記の利用目的の達成に必要な範囲の個人情報、個人データの項目</p> <p>〔個人情報の管理責任者〕</p> <p>リストグループ個人情報管理事務局 〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町三丁目 35 番地 LIST EAST BLD. 8 階 TEL : 045-264-9579</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ会社は将来、新設・統廃合により変更される場合があります。 ・グループ会社の再編(合併、分社化)に伴い、お客様個人データの移転が発生する場合がありますので、予めご了承ください。 ・お客様の個人情報、個人データをグループ会社以外のものと共同利用する場合は、別途必要な措置を講じます。
お問い合わせ窓口	<p>当社は、利用目的に必要な範囲内において、お客様の個人情報について外部業者に取扱を委託する場合があります。この場合には、個人情報の保護に十分な水準を備えている委託先を選定し、漏洩や再提供を防止するために契約による義務づけ等の方法により、適切な管理を実施致します。</p> <p>当社が保有する保有個人データの内容について、事実と異なる記載がある場合には、訂正、変更等の手続きを取らせていただきます。また、当社が保有する保有個人データの開示または、利用の停止のご請求をされる場合、その他個人情報に関するご質問、ご意見等のお申し出については、以下の問い合わせ窓口またはお客様の担当営業部署にご連絡下さい。</p> <p>〔個人情報担当窓口 コンプライアンス部〕 〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目 21 番 19 号 東急虎ノ門ビル 10 階 TEL : 03-6457-9644 FAX : 03-6457-9643</p> <p>〔認定個人情報保護団体の名称 一般社団法人日本投資顧問業協会 事務局 苦情相談室（個人情報担当）〕 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8 東京証券会館 7 階 TEL : 03-3663-0505</p> <p>受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土曜、日曜、祝祭日、及び同協会所定の休日を除きます）</p>

この「プライバシーステートメント」は、当社においてお客様の個人情報がどの様な方針で取得、利用、管理されているかについて定めたものです。当社は、お客様の個人情報の重要性を認識し、当社の全ての役員・従業員が個人情報保護に関する法令および社内規程等を遵守し、個人情報の適正な取得、利用、管理を社内において徹底する事が最も重要であると考え、お客様からご提供いただく個人情報を、細心の注意を払って取り扱い、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談には迅速に対応致します。また、継続的に見直しを実施し、個人情報保護の一層の改善、向上に努めております。

以上

以上、「個人情報のお取り扱いについて」の内容を確認し同意いたしました。

アメリカ合衆国

【個人情報の保護に関する制度】：有り 以下の制度により個人情報が保護されています
・電子通信プライバシー法 (Electronic Communications Privacy Act of 1986) 対象機関：個人データの電子的保存を行う公的部門及び民間部門 対象情報：電子システムによって送信される記号、信号、文章、音声、データ、又は情報の伝達
・グラム・リーチ・ブライリー法 (Gramm Leach Bliley Act) 対象機関：金融サービス業に従事する民間の金融機関 対象情報：金融サービスの提供を通じて顧客から収集されるあらゆる情報
【個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報】：有り ・APEC の CBPR システム(※1)参加国（2012年7月25日参加）である
【その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度】：無し

フィリピン共和国

【個人情報の保護に関する制度】：有り 以下の制度により個人情報が保護されています
・政府及び民間部門の情報及びコミュニケーション装置における個々の個人情報の保護とその目的やその他の目的のための国家プライバシー委員会の創設に関する法律 (Act Protecting Individual Personal Information and Communications Systems in the Government and the Private Sector, Creating for this Purpose a National Privacy Commission, and for Other Purposes) 対象機関：公的部門及び民間部門 対象情報：個人の身元が明白であるか、当該情報を保有する企業によって個人の身元が確認できるあらゆる情報、又は他の情報と組み合わせたときに個人を特定できるあらゆる情報
【個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報】：無し 但し、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利が上記法令に規定されています。
【その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度】：無し

シンガポール共和国

【個人情報の保護に関する制度】：有り 以下の制度により個人情報が保護されています
・個人情報保護法 (Personal Data Protection Act (No.26 of 2012)) 対象機関：民間部門 対象情報：当該データから、又は当該データとその組織等がアクセス可能なその他の情報を合わせて、個人が識別可能なデータ
・公共セクター（ガバナンス）法 (Public Sector (Governance) Act (No.5 of 2018)) 対象機関：公的部門 対象情報：通信、分析又は処理が可能な形式であるもの
【個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報】：有り ・APEC の CBPR システム参加国（2018年2月参加）である
【その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度】：有り 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す下記の制度があります。 ・刑事訴訟法 (Criminal Procedure Code) 一定の職位以上の警察官は、捜査、取調べ、裁判又は刑事訴訟法に基づく手続を執行するために必要と認める場合には、情報を提出し、又は当該情報へのアクセスを提供するよう求める「提出命令 (written order)」を発出することができる。

タイ王国

【個人情報の保護に関する制度】：有り 以下の制度により個人情報が保護されています
・個人情報保護法 (Personal Data Protection Act) 対象機関：公的部門及び民間部門 対象情報：当該自然人を特定することを可能とする情報
【個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報】：無し 但し、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利が「責任の原則」を除き上記法令に規定されています。
【その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度】：有り 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるものとして以下の制度が存在します。 ・特別事件検査法 (Special Case Investigation Act) 特別事件検査官は、国家安全保障、公序良俗等に深刻な影響を与える一定の犯罪の検査のため、私人に対して情報提供等を命令することができる。

中華人民共和国香港特別行政区

【個人情報の保護に関する制度】：有り 以下の制度により個人情報が保護されています
・個人データ（プライバシー）条例 (Personal Data (Privacy) Ordinance) 対象機関：公的部門及び民間部門のデータ利用者（データの収集、保持、処理又は利用を管理する者） 対象情報：生存する個人に関連し、そこから個人の同一性を確認することが可能であり、当該データへのアクセス又は処理が可能なデータ
【個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報】：無し 但し、OECD プライバシーガイドライン 8 原則(※2)に対応する事業者等の義務又は本人の権利が上記法令に規定されています。
【その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度】：有り 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す下記の制度があります。 ・香港国家安全維持法 (The Law of the People's Republic of China on Safeguarding National Security in the Hong Kong Special Administrative Region) (NSL) 香港特別行政区（「香港」政府）警察の国家安全維持部門による、国家安全を害する犯罪事案を処理する場合の、質問への回答及び資料提出要請。

(※1)APEC の CBPR システムとは、越境個人データの保護に関して、APEC プライバシー原則への適合性を認証するシステムです。参加できる国の前提として、当該国が APEC のプライバシー原則に準拠した法令を有していること、及び CBPR 認証を受けた事業者及びその認証機関において解決できない問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、日本と同じく、当システムに参加しているエコノミーにおいては、APEC のプライバシー原則に準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね日本と同等の保護が期待できる為「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当します。

(※2)OECD プライバシーガイドライン 8 原則は、OECD 加盟国はもとより国際的な個人情報保護への取組において参考される基本原則としての役割を果たし、各国が個人情報保護制度を整備するにあたっては、事実上の世界標準として用いられています。8 原則は以下のとおりです。

①収集制限の原則（収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき） ②データ内容の原則（データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は、目的以外に利用使用してはならない） ③目的明確化の原則（適法・公正な手段により、かつ、情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき） ④利用制限の原則（利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき） ⑤安全保護の原則（合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき） ⑥公開の原則（データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき） ⑦個人参加の原則（自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立てを保障するべき） ⑧責任の原則（管理者は諸原則実施の責任を有する）